資料10

議題１０　地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（春日井市提出）

市名	回答			
	（１）条例改正の実施予定時期	（２）柔軟な職員配置の実施の有無	（①実施ありの場合） （３）職員配置の内容	（４）委託業者等との必要な調整事項
名古屋市	改正予定なし ※本市条例は、「（職員配置基準は）介護保険法施行規則第140条の66の定めるところによる。」としており、施行規則と連動するため、改めての条例改正が不要である。	②実施なし	－	特になし。 本市では29圏域を10法人に委託しており、複数圏域を合算した職員配置は馴染まず、対応予定がない。
豊橋市	東三河８市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根町）は、東三河広域連合介護保険条例第４５条にて地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めています。条文は、「法第115条の46第５項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準（以下「地域包括支援センターに関する基準」という。）をもって、その基準とする。」としており、改正省令に対応しているため、条例改正は考えていません。	②実施なし		今後、地域包括支援センター運営協議会で実施方法を検討するため、調整事項は未定です。
岡崎市	条例改正が必要ないので、予定はありません。	①実施あり	日常生活圏域ごとに２～３の包括をグループ化して三職種を配置することを運営協議会で確認。具体的な内容については欠員状況をみて調整する予定。	圏域単位でのセンター業務の実施をおねがいしている。
一宮市	未定	②実施なし		
瀬戸市	改定済み	②実施なし		・複数拠点を合算することを認める場合の条件の整理 ・包括的支援事業のうち、どの業務をどのような方法を用いてセンター間の情報共有・相互支援を行うのか ・職員の員数を常勤換算とする場合の条件の整理
半田市	条例改正は実施しない。	②実施なし		定例会を月1回開催し、情報共有、課題解決について協議している。
春日井市	未定	②実施なし		現在、調整したものはない。
豊川市	東三河８市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）は、東三河広域連合介護保険条例第４５条にて地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めています。条文は、「法第115条の46第５項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準（以下「地域包括支援センターに関する基準」という。）をもって、その基準とする。」としており、改正省令に対応しているため、条例改正は考えていません。なお、各構成市町村が開催する地域包括支援センター運営協議会で認められた場合、職員配置を緩和することはあり得ます。	②実施なし		
津島市	令和７年３月	②実施なし		条例改正の内容を共有
碧南市	令和6年度中を予定	①実施あり	職員の員数について常勤換算方法による。 複数の圏域での職員配置については現状は実施はしない。	委託料の調整
刈谷市	改正予定なし。条例では、基準については、「介護保険法施行規則第140条の66に定めるとおりとする」と規定しているため。	②実施なし		
豊田市	令和6年度中	②実施なし		特になし
安城市	令和７年度中を予定	②実施なし		未定

議題１０　地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（春日井市提出）

市名	回答			
	（１）条例改正の実施予定時期	（２）柔軟な職員配置の実施の有無	（①実施ありの場合） （３）職員配置の内容	（４）委託業者等との必要な調整事項
西　尾　市	未定	②実施なし		本市は７つの地域包括支援センターを設置しており、委託している各法人には毎年従事者名簿の提出と「西尾市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」により３職種の配置を求めています。現在、各法人の努力により全ての地域包括支援センターで３職種を満たしていますが、仮に不足した場合は法人内で異動するなど対応をお願いしています。
蒲　郡　市	東三河８市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）は、東三河広域連合介護保険条例第４５条にて地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めています。条文は、「法第115条の46第５項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準（以下「地域包括支援センターに関する基準」という。）をもって、その基準とする。」としており、改正省令に対応しているため、条例改正は考えていません。なお、各構成市町村が開催する地域包括支援センター運営協議会で認められた場合、職員配置を緩和することはあり得ます。	②実施なし		
犬　山　市	条例が包括的支援事業を実施するために必要な基準は「介護保険法施行規則第140条の66の定めるところによる」と定めており、改正不要のため。	①実施あり	包括の体制強化及び受託法人内で人材育成ができるよう、令和６年度より専門３職種と地域づくり担当４名体制に加え、５人目職員の配置を可とした。	５人目職員の配置について、事前に各法人の理事長等と意見交換を行い、市の狙いなどを伝えた。
常　滑　市	未定	②実施なし		
江　南　市	令和７年３月	①実施あり	地域包括支援センター運営協議会が認めたうえで ・常勤換算による職員配置を認める ・複数圏域の合算による職員配置を認める	①基準人員から過不足が生じる各地域包括支援センターについて、担当するケースや担当地区も再割振りする必要がある ②上記に伴って委託料についても再配分する必要がある
小　牧　市	１２月	②実施なし		
稲　沢　市	令和６年９月議会に上程予定（公布の日から施行）	②実施なし		複数の圏域を合算した職員配置については、包括支援センターから相談があってから内容を調整する予定。
新　城　市	東三河８市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、設楽町）は、東三河広域連合介護保険条例第４５条にて地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めています。条文は、「法第115条の46第５項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準（以下「地域包括支援センターに関する基準」という。）をもって、その基準とする。」としており、改正省令に対応しているため、条例改正は考えていません。なお、各構成市町村が開催する地域包括支援センター運営協議会で認められた場合、職員配置を緩和することはあり得ます。	②実施なし		
東　海　市	知多北部広域連合の人員基準に基づいて、すでに常勤換算を実施しており、市での条例改正の実施は予定しておりません。	①実施あり	知多北部広域連合の人員基準に基づき、すでに常勤換算で実施しております。	自市の社会福祉協議会のみと委託契約を行っているため、調整事項は特にありません。
大　府　市	条例改正を行う予定なし。 ※介護保険の保険者は知多北部広域連合	①実施あり	知多北部広域連合の人員配置基準による	社会福祉協議会との委託のみなので、特になし
知　多　市	なし	①実施あり	知多北部広域連合の基準に基づき配置している。	知多市社会福祉協議会に委託しているため、特になし。
知　立　市	令和６年６月	②実施なし		特にありません。

議題１０　地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（春日井市提出）

市名	回答			
	（１）条例改正の実施予定時期	（２）柔軟な職員配置の実施の有無	（①実施ありの場合） （３）職員配置の内容	（４）委託業者等との必要な調整事項
尾 張 旭 市	令和6年9月議会後	②実施なし		
高　浜　市	令和6年6月議会において、条例改正済み	②実施なし		特になし（当市は市直営１か所のみのため、委託業者との調整等は発生しません）
岩　倉　市	令和７年３月	②実施なし		条例改正後の運用方法
豊　明　市	令和６年９月	②実施なし		法改正の情報について共有した上で、柔軟な職員配置の必要性や希望があれば、各委託法人の集まる「管理者会議」にて協議する形を想定。
日　進　市	条例改正の予定なし（本市条例の規定上、介護保険法施行規則によることとしているため）	②実施なし		当市では柔軟な職員配置の実施予定はありませんが、あった場合には圏域によらない総合相談の受付やその共有、最終的な担当へのケース引継ぎについて各地域包括支援センター間の連携をどのように行うか調整が必要と考えます。
田　原　市	東三河８市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、設楽町）は、東三河広域連合介護保険条例第４５条にて地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めています。条文は、「法第115条の46第５項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準（以下「地域包括支援センターに関する基準」という。）をもって、その基準とする。」としており、改正省令に対応しているため、条例改正は考えていません。なお、各構成市町村が開催する地域包括支援センター運営協議会で認められた場合、職員配置を緩和することはあり得ます。	②実施なし		
愛　西　市	経過措置期間中に条例改正実施予定	②実施なし		３か所の地域包括支援センターを委託しており、それぞれで３職種の配置が出来ているが、今後人員に不足が生じることは否めない。当市においては、山間部と都市部のような地域間の差は、さほどないため、「３職種の柔軟配置」は、戦略的な運用とはなりにくい。 「常勤換算」「主任介護支援専門員に準じる者」は、人材確保に有効だと考えるが、「３職種の柔軟配置」は、運営法人が異なる中で、相互に不足する部分を補いあう体制という今回の改正の実施は困難だと考えている。 今後どのような調整をしていくかは、現時点では未定である。
清　須　市	令和７年３月末	②実施なし		特になし
北名古屋市	今年度中	②実施なし		今後、検討予定
弥　富　市	未定	②実施なし		当市は委託により一つのセンターのみ設置。国の改正内容を共有し、まずは、現状のスタイルで職員配置ができるよう調整していく。
みよし市	令和６（２０２４）年９月議会上程予定	①実施あり	国の基準に準ずる	予定なし
あ　ま　市	改正予定なし	②実施なし		特になし
長久手市	令和６年第3回定例会（9月議会）で議案を提出。 公布の日に施行。	②実施なし		